

## 資本関係又は人的関係にある者の同一入札への参加制限に関する Q & A

Q 1. 資本関係又は人的関係（以下、「資本関係等」という。）のある複数の者の同一入札への参加を制限する趣旨は何ですか。

A 1. （談合の未然防止）

持株会社の下に重複する業務を営む複数の子会社等が属する形態は、複数の子会社等が同一の入札に参加することによって談合等の問題を生じやすいため、談合等の未然防止の観点から制限を加えるものです。

（入札の公平性の確保）

親会社等や子会社等同士は、支配・従属関係に基づき一体性があり、事実上同一会社と同等にみなされ、同一入札に参加することは他の入札参加者との関係において公平性が確保できない等入札の適正さが阻害されるおそれがあることから制限するものです。

Q 2. 資本関係等というのはどういう関係にある会社をいうのですか。

A 2. 次のいずれかの関係に該当する二者以上の関係をいいます。詳細は「令和6年11月11日付け県土03-155号「資本関係又は人的関係にある者同一入札への参加制限について」」をご確認ください。

（1）資本関係

- ①親会社等と子会社等の関係にある場合（いわゆる孫会社を含みます）
- ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

- ①一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社等の役員が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（3）その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係等にあると認められる場合

Q 3. 親会社等、子会社等とはなんですか。

A 3. 会社法に規定されている以下のものです。

（1）親会社等

会社法第2条第4号の2 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

（1-1）親会社

会社法第2条第4号

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

(2) 子会社等

会社法第2条第3号の2 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

(2-1) 子会社

会社法第2条第3号

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

Q 4. 会社法第2条第3号及び4号の経営を支配している法人とはなんですか。

A 4. 会社法施行規則に規定されている以下のものです。詳細は会社法及び会社法施行規則をご確認ください。

会社法施行規則第3条第3項（抜粋）

一 他の会社等の議決権の総数に対する自己（子会社等を含む）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

（再生手続開始の決定を受けた会社等、更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産手続開始の決定を受けた会社等、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く）

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう）の割合が百分の五十を超えていること。

（1）自己の計算において所有している議決権

（2）自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

（3）自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超えていること。

（1）自己の役員

（2）自己の業務を執行する社員

（3）自己の使用人

（4）（1）から（3）までに掲げる者であった者

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額の総額に対する自己が行う融資の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

- 三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

Q 5. 会社法第2条第3号の2及び4号の2の経営を支配している者とはなんですか。

A 5. 会社法施行規則に規定されている以下のものです。詳細は会社法及び会社法施行規則をご確認ください。

会社法施行規則第3条の2第3項（抜粋）

- 一 他の会社等の議決権の総数に対する自己（その子会社等を含む）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合  
（再生手続開始の決定を受けた会社等、更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産手続開始の決定を受けた会社等、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く）
- 二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
- イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。
- （1）自己の計算において所有している議決権
- （2）自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
- （3）自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
- （4）自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が所有している議決権
- ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超えていること。
- （1）自己（自然人であるものに限る。）
- （2）自己の役員
- （3）自己の業務を執行する社員
- （4）自己の使用人
- （5）（2）から（4）までに掲げる者であった者
- （6）自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族
- ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
- ニ 他の会社等の資金調達額の総額に対する自己が行う融資の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。
- ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。
- 三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えて

いる場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号口からホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

Q 6. 「親会社・子会社の関係にある会社同士」や「親会社を同じくする子会社同士」は同一入札への参加は認められますか。

A 6. 親会社は、実質的に子会社の経営を支配しているため、親子関係にある2社は同一入札への入札参加は認められません。また、親会社を同じくする子会社同士も同じ親会社に経営が支配されているため、親子関係の会社と同様、同一入札への入札参加は認められません。

Q 7. 親会社と子会社の子会社（孫会社）との同一入札への参加は制限されますか。

A 7. 本通知では、子会社の基準を「会社法第2条第3号の規定による子会社」としております。

これは「親会社及び子会社」又は「子会社が他の会社の経営を実質的に支配しているときに、当該他の会社も親会社の子会社とみなす」という規定であり、子会社の子会社、いわゆる孫会社についても当該子会社が親会社の完全子会社である場合等、親会社に経営を支配されている状態の場合、親会社は孫会社に対しても経営を支配できるため、広義の意味で子会社であるといえ、孫会社を子会社と同一にみなしています。したがって、親会社と孫会社は、同一入札への参加が制限されることとなります。

Q 8. A社とB社が親子会社の関係にあり、A社が共同企業体の代表者で、B社が別の共同企業体の構成員の場合は同一入札への参加は制限されますか。

A 8. 共同企業体については、代表者かどうかに関わらず構成員同士が、資本関係等に該当する場合は、同一入札に参加することができません。

Q 9. 人的関係があるとされる役員とはどの範囲の役職ですか。

A 9. 次のいずれかの関係に該当する二者以上の関係をいいます。詳細は「令和6年11月11日付け県土03-155号「資本関係又は人的関係にある者同一入札への参加制限について」」をご確認ください。（参考：建設業法第5条第3号）

(1) 一方の会社等の役員（次に掲げる者をいう）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

1) 株式会社の取締役（ただし、次に掲げる者を除く）

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をい

う)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

Q10. 制限の対象となる取締役とはどのような役職をいいますか。

A10. 社外取締役を除く取締役、代表取締役をいいます。

なお、指名委員会等設置会社(会社法第2条第1項第12号)の「取締役」は、会社の業務を執行することができないので、制限の対象となりません。

Q11. 取締役が、他社の社外取締役を兼任している場合は制限の対象となりますか。

A11. 社外取締役は、業務執行機関に対する監督機能強化のために置く役員で、その会社の業務を執行する立場にないことから、同一入札への入札参加は可能です。

Q12. 取締役が、他社の執行役員を兼任している場合は制限の対象となりますか。

A12. 執行責任を負う者として、取締役を兼ねない「執行役員」を置いている会社がありますが、執行役員は法制度上の位置付けはなく、取締役ではないため、同一入札への入札参加は可能です。

なお、「執行役員」と指名委員会等設置会社の「執行役」とは異なります。

Q13. 取締役が、他社の監査役を兼任している場合は制限の対象となりますか。

A13. 監査役とは、取締役の職務の執行を監査するとともに、取締役等に対し営業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査することとされており(会社法第381条第1項、第2項)、あくまで監査権・調査権を有するもので、取締役のように会社の業務を執行するものではありません(会社法第348条第1項)。

したがって、人的関係基準の「取締役」は「監査役」と性質の異なるものであり、監査役と監査役の兼任はもとより、取締役と監査役の兼任の場合であっても、参加制限の対象とはなりません。

Q14. 代表権を有しない取締役を兼任している場合も制限する理由は何ですか。

A14. 代表権の有無によらず、取締役を兼務している場合は、当該業務に係る2者が入札しようとする価格を決定し又は知り、影響力を行使し得る立場にあるためです。

ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役は除きます。

Q 1 5. 指名委員会等設置会社の執行役は制限の対象となりますか。

A 1 5. 指名委員会等設置会社の「執行役」は、取締役会の決議により委任を受けた事項に限って決議権を有し、会社の業務を執行することができるため、取締役に準じて制限の対象となります。

また、執行役を兼ねる取締役も制限の対象となります。

Q 1 6. 会計参与は制限の対象となりますか。

A 1 6. 会計参与は、取締役と共同して計算書類等を作成することになります（会社法第374条第1項）が、監査役と同様に会社の業務を執行する者ではないため、制限の対象とはなりません。

Q 1 7. 再生手続きが存続中の会社等や更生会社の取扱いはどうなりますか。

A 1 7. 民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社は、他の会社との支配従属関係が存在しないと認められるため適用が除外されています。従って、資本関係等にはあたりません。

但し、これらの会社の管財人が他の会社の役員を兼ねている場合は、人的関係があると認められます。

Q 1 8. 届け出た業態調書の内容に変更があったり、該当しなくなった場合、どのような手続きをとればいいですか。

A 1 8. 資本関係等の届出内容に変更（新規該当、非該当、届出内容の変更）が生じた場合は、事案発生後14日以内に業態調書（新規・変更）により変更内容を県土整備部建設業課あてに電子申請届出システム又はメールにて提出してください。（送信後に必ず三重県県土整備部建設業課（059-224-2723）に着信確認をしてください。）

虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

Q 1 9. 業態調書の手続きは誰が行うのですか。

A 1 9. 基準に該当するか否かを問わず、三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登載された者は、すべてが手続きを行ってください。

Q20. 入札に参加するにあたり、資本関係等にあると判断され同一入札への入札参加が制限される期間はいつからいつまでですか。

A20. 資本関係等にある会社同士の意思疎通は、入札時等の特定の日だけではないことから、参加申請書の提出日（指名競争入札については指名通知日）から入札書受付締切日までの間に、基準に該当する会社は、全て対象となります。入札書受付締切日の翌日以降に資本関係等になった場合は対象外とします。

資本関係等にある複数の者の入札参加については、以下のとおり確認します。

(1) 一般競争入札

事前条件審査時及び参加資格事後審査時に基準に該当する者が参加していないかを確認します。

1) 事前条件審査時

資本関係等リストにより基準に該当する複数の者が入札に参加していないか確認します。（適用する資本関係等リストは参加申請書の締切日で判断します。）

基準に該当する複数の者から入札参加申請があった場合は、競争参加資格要件を満たさないものとして取り扱います。

2) 参加資格事後審査時

落札候補者から提出された「業態調書（入札時提出用）」により、入札書受付締切日時点で基準に該当する複数の者が入札に参加していないか確認します。

基準に該当する者のした入札は無効として取り扱います。

3) 資本関係等リストの提供について

建設企業から受理した業態調書（新規・変更）を基に建設業課が資本関係等をリスト化し、各発注機関の確認事務等に供するものとします。

資本関係等リストは、毎月20日（日曜日、土曜日、祝祭日等にあたる場合は翌日とします。）までに受理した届出を速やかに整理し、翌月の1日適用（日曜日、土曜日、祝祭日等にあたる場合は翌日とします。）として月末までに各発注機関に提供します。

(2) 指名競争入札

指名競争入札については、基準に該当した者を指名しないこととします。

1) 指名審査時

指名審査において、資本関係等リストにより基準に該当する複数の者を指名していないか確認します。（適用する資本関係等リストは指名審査会日で判断することとします。）

2) 参加資格事後審査時

一般競争入札と同様に確認することとします。

基準に該当する者のした入札は無効として取り扱います。

3) 資本関係等リストの提供について

一般競争入札と同様です。

(3) その他

事前条件確認通知日又は指名通知日から入札書受付締切日までに新たに資本関係等となった者は、速やかに入札辞退を届けることとします。なお、一者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、残る一者の入札は有効とします。

Q 2 1. 入札期間中に新たに資本関係等になる複数の者は同一入札への参加は可能ですか。

A 2 1. A 2 0と同様に基準に該当する者として取り扱います。

Q 2 2. 入札期間中に資本関係等を解消する複数の者は同一入札への参加は可能ですか。

A 2 2. 適用する資本関係等リストにより事前条件審査及び指名審査を行います。適用する資本関係等リストに解消したことが反映されていない場合は、参加できません。

Q 2 3. 同一入札への参加ができないと知りながらも、うっかり入札に参加した場合、どうなりますか。

A 2 3. 基準に該当する複数の者の同一入札への参加については、故意又は過失の有無を問わず制限します。入札に参加した場合は速やかに入札辞退を届けることとします。なお、一者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、残る一者の入札は有効とします。落札決定後に参加していることが判明した場合は、落札決定を取り消し、落札者を含めた基準に該当する者を資格（指名）停止の対象とします。

Q 2 4. 入札に参加している者が資本関係等であるという情報が第三者から発注機関等に入った場合の対応はどうなりますか。

A 2 4. 入札に参加している者が資本関係等であるとの情報が発注機関等に入った場合、該当する者から基準に該当していないことを証明する資料の提出を求めることとします。

発注機関が資料を確認した結果、資本関係等である事実が判明した場合は、A 2 6、A 2 8のとおり取り扱うものとします。

また、寄せられた情報が入札談合に関する情報の場合は、三重県建設工事等談合対応マニュアルに基づき対応することとします。

Q 2 5. 契約後に資本関係等であることが判明した場合、どうなりますか。

A 2 5. 契約締結後（仮契約締結後も含む）に受注者が基準に該当していることが判明した場合、工事着手前であれば契約を解除します。なお、工事着手とは「三重県公共工事共通仕様書1-1-1-2 44. 工事着手」のとおりとします。

#### 三重県公共工事共通仕様書1-1-1-2 44. 工事着手

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。



Q 2 6. 資本関係等にある複数の者が虚偽等により同一の入札に参加した場合、どうなりますか。

A 2 6. 開札後から落札決定前までに、第3者からの通報等によって、基準に該当する複数の者が虚偽等（故意又は過失の有無を問わず「業態調書（入札時提出用）」で提出された資本関係又は人的関係が事実と異なる場合をいう。）により入札に参加していることが判明した場合は、以下のとおり取り扱います。

入札時	参加資格事後審査時		落札決定後		契約後
			該当する者が落札者	該当する者が非落札者	
入札参加者は業態調書（入札時提出用）を提出	業態調書（入札時提出用）で確認	基準に該当する場合	落札決定を取り消す 【入札公告6（4）ア】	資格（指名）停止の対象とする 【入札公告6（5）シ】	基準に該当する全ての参加者を資格（指名）停止の対象とする 【三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による】
		無効として扱う 【入札公告6（4）ア】	資格（指名）停止の対象とする 【入札公告6（5）シ】		

※事前条件確認通知日から入札書受付締切日までに新たに資本関係等となった者は、速やかに入札辞退を届けることとします。なお、一者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、残る一者の入札は有効とします。

※第3者からの通報等により、開札後から落札決定前までに基準に該当する複数の者が入札に参加した疑いが生じた場合は、該当する者から基準に該当しないことを証明する資料の提出を求めて確認を行うものとします。

確認の結果、故意又は過失の有無を問わず「業態調書（入札時提出用）」で提出された資本関係又は人的関係が事実と異なり、基準に該当する複数の者が入札に参加していることが判明した場合は無効とします。

落札候補者が基準に該当する場合は、次の落札候補者の審査を行うこととします。落札候補者がいない場合は再公告します。

※落札決定前において、基準に該当している者がくじ引きにより落札候補者となっていることが判明した場合は、基準に該当する全てのものを無効として再度くじ引きを行うものとします。

なお、基準に該当する者が落札候補者となっていない場合は、落札者決定事務を進めるものとします。

※入札手続き中に基準に該当する疑いが生じた場合は、入札公告6（6）サに基づき落札決定を保留します。

Q 2 7. 指名競争入札の場合、どのように資本関係等であることを確認しているのですか。

A 2 7. 建設業課に提出していただく「業態調書」をリスト化し、各発注機関の確認事務等に供しており、指名審査において基準に該当する複数の者を指名していないか確認します。（適用する資本関係等リストは指名審査日で判断します。）

また、参加資格事後審査において、落札候補者から提出された「業態調書（入札時提出用）」により、入札書受付締切日時時点で基準に該当する複数の者が入札に参加していないか確認します。

Q 2 8. 指名競争入札において、資本関係等にある複数の者が虚偽等により同一の入札に参加した場合、どうなりますか。

A 2 8. 開札後から落札決定前までに、第3者からの通報等によって、基準に該当する複数の者が虚偽等（故意又は過失の有無を問わず「業態調書（入札時提出用）」で提出された資本関係又は人的関係が事実と異なる場合をいう。）により入札に参加していることが判明した場合は、以下のとおり取り扱います。

入札時	参加資格事後審査時		落札決定後		契約後
			該当する者が落札者	該当する者が非落札者	
入札参加者は業態調書（入札時提出用）を提出	業態調書（入札時提出用）で確認	基準に該当する場合	落札決定を取り消す 【入札条件11(8)】 【入札条件(総合評価)12(5)】	資格（指名）停止の対象とする 【入札条件11(17)ケ】 【入札条件(総合評価)12(13)ケ】	基準に該当する全ての参加者を資格（指名）停止の対象とする 【三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による】
		無効として取り扱う 【入札条件11(8)】 【入札条件(総合評価)12(5)】	資格（指名）停止の対象とする 【入札条件11(17)ケ】 【入札条件(総合評価)12(13)ケ】		

※指名通知日から入札書受付締切日までに新たに資本関係等となった者は、速やかに入札辞退を届けることとします。なお、一者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、残る一者の入札は有効とします。

※第3者からの通報等により、開札後から落札決定前までに基準に該当する複数の者が入札に参加した疑いが生じた場合は、該当する者から基準に該当しないことを証明する資料の提出を求めて確認を行うものとします。

確認の結果、故意又は過失の有無を問わず「業態調書（入札時提出用）」で提出された資本関係又は人的関係が事実と異なり、基準に該当する複数の者が入札に参加していることが判明した場合は無効とします。

落札候補者が基準に該当する場合は、次の落札候補者の審査を行うこととします。落札候補者がいない場合は再公告します。

※落札決定前において、基準に該当している者がくじ引きにより落札候補者となっていることが判明した場合は、基準に該当する全てのものを無効として再度くじ引きを行うものとします。

なお、基準に該当する者が落札候補者となっていない場合は、落札者決定事務を進めるものとします。

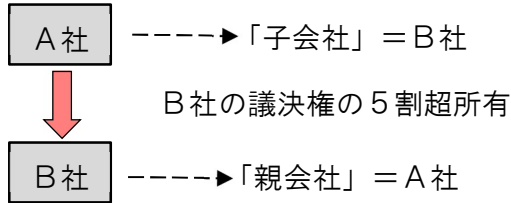
※入札手続き中に基準に該当する疑いが生じた場合は、入札条件11(26)、入札条件(総合評価)12(21)に基づき落札決定を保留します。

Q 29. 業態調書への記入の仕方について教えてください。

A 29. 以下を参考にいただき記入をお願いします。

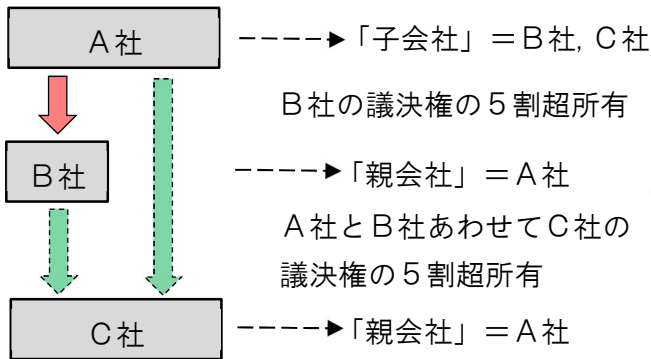
【親会社等と子会社等の関係】

1) 直接過半数の議決権を所有している



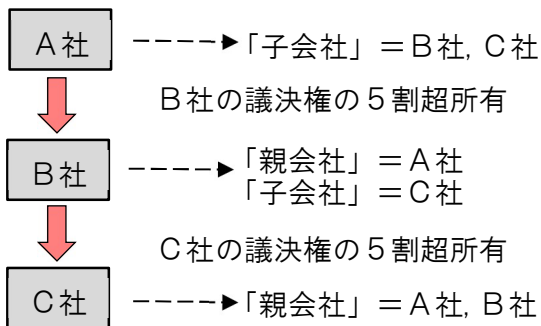
申請者	親会社等欄	子会社等欄	子会社等同士欄
A社	—	B社	—
B社	A社	—	—

2) 合算すると議決権の過半数を所有している



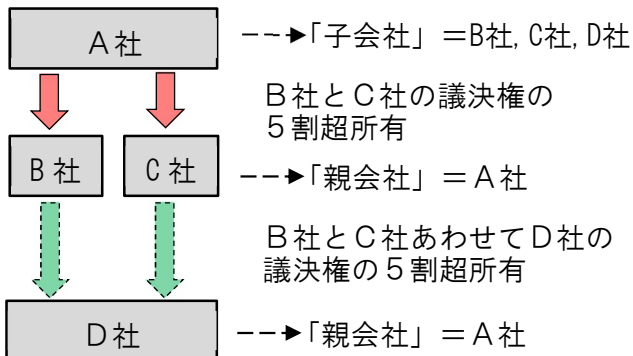
申請者	親会社等欄	子会社等欄	子会社等同士欄
A社	—	B、C社	—
B社	A社	—	—
C社	A社	—	—

3) 子会社が議決権の過半数を所有している



申請者	親会社等欄	子会社等欄	子会社等同士欄
A社	—	B、C社	—
B社	A社	C社	—
C社	A、B社	—	—

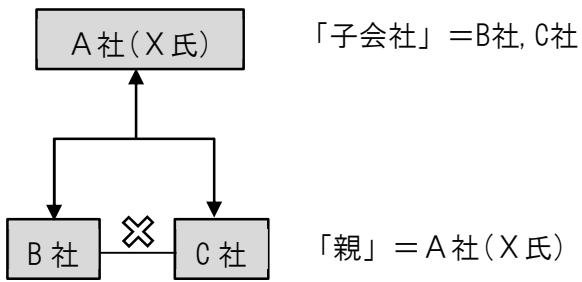
(いわゆる孫会社)



申請者	親会社等欄	子会社等欄	子会社等同士欄
A社	—	B、C、D社	—
B社	A社	—	C社
C社	A社	—	B社
D社	A社	—	—

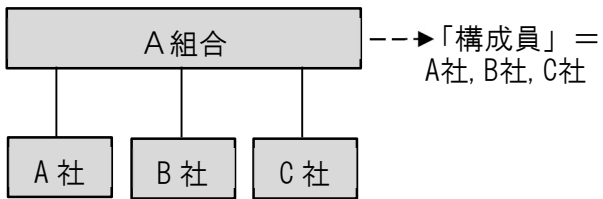
(いわゆる孫会社)

【親会社等と同じくする子会社等同士の関係】



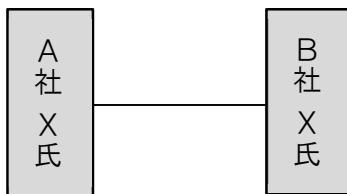
申請者	親会社等欄	子会社等欄	子会社等同士欄
A社	—	B、C社	—
B社	A社又はX氏	—	C社
C社	A社又はX氏	—	B社

【組合とその構成員の場合】



申請者	親会社等欄	子会社等欄	子会社等同士欄
A社	A組合	—	—
B社	A組合	—	—
C社	A組合	—	—

【役員を兼任, 役員が管財人を兼任, 管財人を兼任】



申請者	人的関係欄
A社	B社
B社	A社

Q30. 当該制度に関する対応を整理したものはありますか。

A30. 以下の表を参考にしてください。

一般競争入札における対応

	参加申請	事前審査 (事前条件確認通知日)	入札書受付締切日 (開札日)	事後審査	落札決定	契約	工事着手
入札参加を制限する期間	参加申請～入札書受付締切日						
基準に該当するか否かを判断		● 資本関係等リスト		● 業態調書(入札時提出用)			
基準に該当した際の対応	参加資格なし		無効 ※1				
基準に該当する複数の者が入札に参加していることが判明した				無効 ※2	落札決定の取り消し	契約解除	内容に応じて契約解除を含む対応
資格(指名)停止					資格(指名)停止 ※3		

※1 事前条件確認通知日から入札書受付締切日までに新たに資本関係等となった者は、速やかに入札辞退を届けることとします。なお、一者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、残る一者の入札は有効とします。

※2 故意又は過失の有無を問わず「業態調書(入札時提出用)」で提出された資本関係又は人的関係が事実と異なり、基準に該当する複数の者が入札に参加していることが判明した場合は無効とします。

落札候補者が基準に該当する場合は、次の落札候補者の審査を行うこととします。落札候補者がいない場合は再公告します。

※3 落札者を含めた基準に該当する者を資格(指名)停止の対象とします。

指名競争入札における対応

	指名審査	指名通知	入札書受付締切日 (開札日)	事後審査	落札決定	契約	工事(業務)着手
入札参加を制限する期間		指名通知～入札書受付締切日					
基準に該当するか否かを判断	● 資本関係等リスト			● 業態調書(入札時提出用)			
基準に該当した際の対応	指名しない	無効 ※1					
基準に該当する複数の者が入札に参加していることが判明した				無効 ※2	落札決定の取り消し	契約解除	内容に応じて契約解除を含む対応
資格(指名)停止					資格(指名)停止 ※3		

※1 指名通知日から入札書受付締切日までに新たに資本関係等となった者は、速やかに入札辞退を届けることとします。なお、一者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、残る一者の入札は有効とします。

※2 故意又は過失の有無を問わず「業態調書(入札時提出用)」で提出された資本関係又は人的関係が事実と異なり、基準に該当する複数の者が入札に参加していることが判明した場合は無効とします。

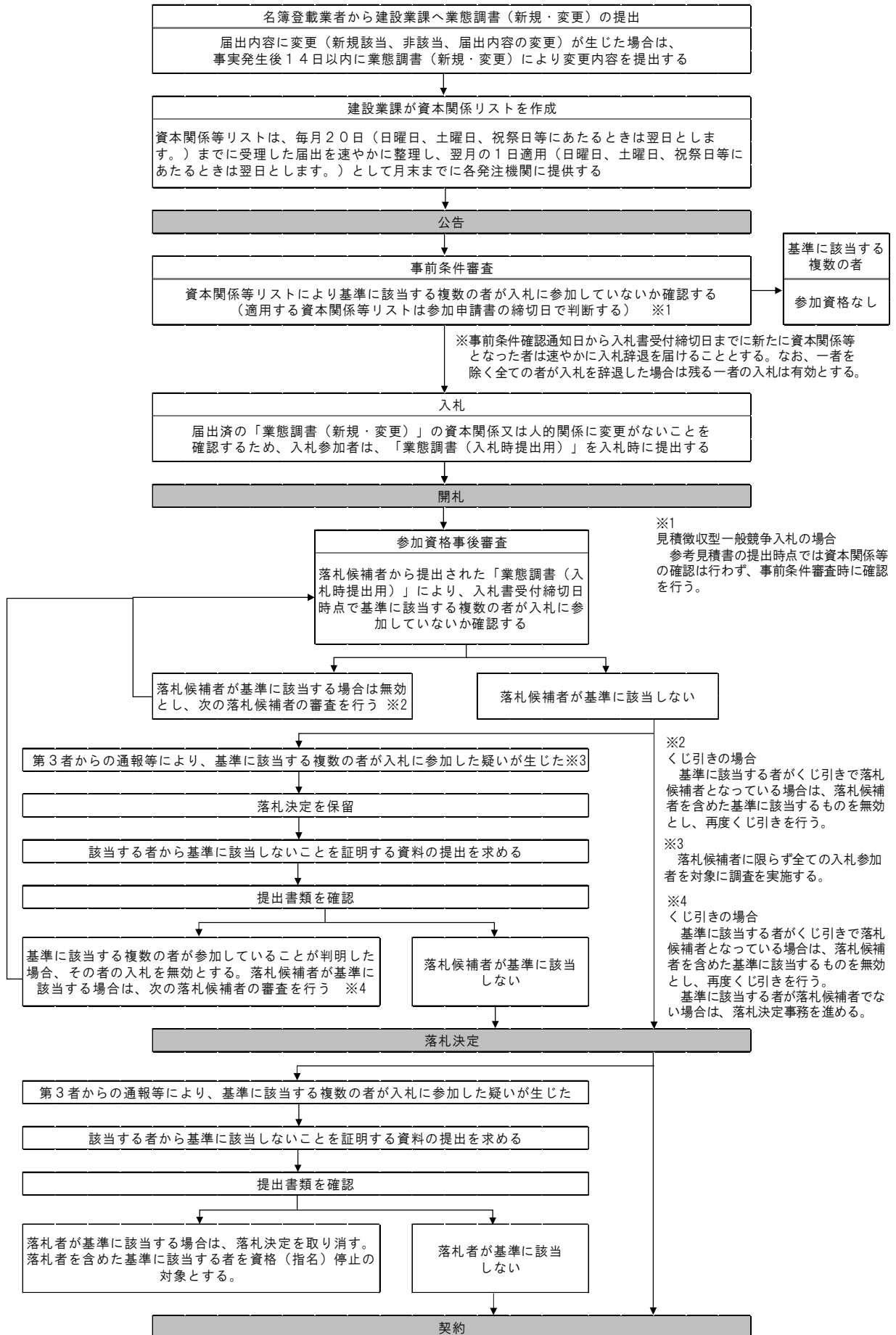
落札候補者が基準に該当する場合は、次の落札候補者の審査を行うこととします。落札候補者がいない場合は再公告します。

※3 落札者を含めた基準に該当する者を資格(指名)停止の対象とします。

Q 3 1. 入札に係る事務フローはありますか。

A 3 1. 一般競争入札の場合の事務フローは以下のとおりです。

資本関係又は人的関係にある者の同一入札への参加制限に係る事務フロー



A 3 1. 指名競争入札の場合の事務フローは以下のとおりです。

資本関係又は人的関係にある者の同一入札への参加制限に係る事務フロー

